

北股地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
奥州市	令和3年2月26日	令和6年2月27日
対象地区名(地区内の集落名)		
衣川北股地域		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	302.37	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	170.97	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	19.83	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.05	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.80	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

高齢化、担い手不足による耕作放棄の懸念や草刈の負担、農道・水路の維持管理の継続が危ぶまれている。 また、農業以外の共同事業についても同様に維持継続が困難となっている。
--

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域の担い手を中心に、地域出身者及び外部の人材の参画を求めながら営農組織(中心経営体)を設立し、地域の圃場をエリア分け(ゾーニング)して、基盤整備の進捗や圃場の特性に合わせた集積を進めていく。
北股地区内集落の連携

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	
既存の制度を積極的に導入して、農地の流動化と併せて耕作者、担い手の流動化や組織化も進められるよう、積極的に情報の収集と発信に努める。	
(2) 基盤整備への取組	
平野部とは異なる中小規模の基盤整備を、圃場のゾーニングに基づいて複数区画で同時並行的に進めていく。	
(3) 新規・特産化作物の導入	
営農組織において、多角的な複合経営の作目として特産化作物の導入を目指す。併せて獣害を逆手に取った特産化対策も検討する。	
(4) 耕作放棄地の解消・再生利用	
圃場条件に恵まれず基盤整備も困難で、耕作放棄された農地又はその懸念が深刻な農地については、外部の人材と連携しながら「副業・自給農園」や「市民農園」等の活用を模索する。	
(5) 鳥獣被害防止対策の取組	
地域の鳥獣被害対策のための「集落点検マップ」を作成して、被害防止柵の設置を段階的に進めるとともに、イノシシ等の特定動物の「忌避植物」の植栽を検討する。	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	6 人	法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	7.90 ha	302.37 ha	3 %
今後	14.70 ha	302.37 ha	5 %